

マドリッドハイライト (Madrid Highlights) (抄訳)

2013年9月 | No. 3/2013

○加盟国情報

チュニジアのマドリッド協定議定書への加盟

チュニジアは、2013年7月16日に標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書への加入書をWIPO事務局長に寄託し、92番目のマドリッド同盟加盟国となりました。チュニジアにおけるマドリッド協定議定書は、2013年10月16日に発効します。

当該加入書には、以下の2つの宣言が伴っています。

1つ目の宣言はマドリッド協定議定書第5条(2)(b)及び(c)に関するものであり、この宣言により、保護の暫定拒絶を通知する期限が1年から18ヶ月に変更されます。また、18ヶ月の期限を満了していても、異議の申し立てによる暫定拒絶を通報することができます。

2つ目の宣言はマドリッド協定議定書第8条(7)(a)に関するものであり、この宣言により、チュニジアは、チュニジアを指定する国際出願、議定書第14条(5)に基づく国際登録の事後指定又は国際登録の更新について、個別手数料の徴収が可能となります。

詳細に関しては、お知らせ (Information Notice) No. 26/2013をご覧ください。

マドリッド協定の廃棄通告：シリア・アラブ共和国

シリア・アラブ共和国政府がWIPO事務局長にマドリッド協定の廃棄通告を通知しました。この廃棄通告は2013年6月29日に発効しましたが、シリア・アラブ共和国は、引き続きマドリッド協定議定書の締約国となっています。

シリア・アラブ共和国政府によるマドリッド協定の廃棄通告に関する影響の詳細については、お知らせ (Information Notice) No. 24/2013をご覧ください。

マドリッド協定議定書第8条(7)に基づく個別手数料

チュニジア

チュニジア政府は、議定書第8条(7)に関する宣言をしており、これより、チュニジアを領域指定する国際出願、国際登録の事後指定又は国際登録の更新について、個別手数料の徴収が可能となります。この宣言は2013年10月16日に発効します。詳細に関しては、お知らせ (Information Notice) No. 27/2013に記載されています。

マドリッド協定議定書第8条(7)に基づく個別手数料の変更

マドリッド制度に基づいて、シリア・アラブ共和国を領域指定する国際出願、国際登録の事後指定又は国際登録の更新において支払うべき個別手数料の新しい料金は、お知らせ (Information Notice) No. 28/2013 に記載されています。この変更は 2013 年 10 月 12 日から有効となります。

○マドリッド同盟

マドリッド作業部会

標章の国際登録に関するマドリッド制度の法的展開についての作業部会第 11 回セッションが 2013 年 10 月 30 日から 11 月 1 日までジュネーブで開催されます。

WIPO 国際事務局は、作業部会において、以下の文書を討議に付する予定です。

1. 文書 MM/LD/WG/11/2 に記載されている、標章の国際登録に関するマドリッド協定及び同協定の議定書に基づく共通規則（以下、「共通規則」という）を修正する提案。この文書は主に以下の 3 つの提案がなされています。

(a) 新しい第 5 規則の 2 [処理の継続] は、出願人又は名義人が、国際事務局に対して国際出願又は国際登録に関する手続きを期限内に行わなかった場合に、処理の継続を国際事務局に請求できるようにするかどうかに関するものです。

(b) 第 30 規則(2)の修正 [更新に関する詳細] は、第 18 規則の 3(2)(ii)に基づいて送付された保護を与える旨の声明又は第 18 規則の 3(4)に基づいて送付された更なる声明の記録がなされ、それにより保護の効力が生じた商品又は役務に対してのみ国際登録の更新をできるようにすることを含めるよう提案するものです。

(c) 第 31 規則(4)の修正 [更新がない場合の通報] は、国際登録の更新がない場合に名義人への通報を義務付けることを含めるよう提案するものです。

作業部会は、文書 MM/LD/WG/11/2 でなされた提案を検討し、文書 MM/LD/WG/11/2 の付属文書又は修正形式で示されている共通規則の修正提案の一部又は全部をマドリッド同盟会議に勧告すべきかどうかを含め、今後の行動方針が示されるよう求めます。

2. 文書 MM/LD/WG/11/3 に記載されている、指定締約国の官庁における国際登録の記録の分割又は併合を導入する提案。

国際登録の分割に関する事項については、作業部会第 10 回セッションで、スイス代表が作成した文書 (MM/LD/WG/10/6) 及び国際事務局の文書 (MM/LD/WG/10/4) に基づいて、議論がなされました。

国際事務局は、作業部会第 10 回セッションを受け、各締約国官庁とユーザー組織に対し、この件に関する見解をマドリッドフォーラムに提出するよう求めました。

本文書の作成時点で、11 の投稿がフォーラムに寄せられ、このうちの 8 つの投稿が締約国官庁からのもので、残りの 3 つがユーザー組織からのものでした。

この文書には以下について記載されています。

- (a) 国際事務局及びスイスの文書に関する比較分析とレビュー
- (b) 国際事務局及びスイスの文書に関する要約レビューと考察
- (c) マドリッドフォーラムへの投稿
- (d) 推敲及び明確化の提案
- (e) 結論—考えられる打開策

作業部会は、国際登録の分割に関して取るべき方向性について、国際事務局がその指示を出すよう求めます。

3. 文書 MM/LD/WG/11/4 に記載されている、効力の消滅、セントラルアタック及び変更に関する情報。

この文書では、効力の消滅、特にセントラルアタックと変更に関する最新情報が提供されています。

この文書では、以下の詳細情報が提供されています。

- (a) 国際出願、効力の消滅の通報、セントラルアタック及び変更の結果なされる効力の消滅
- (b) セントラルアタックの結果なされる効力の消滅の通報
- (c) 現在実施されている、効力の消滅、セントラルアタック及び変更に関する情報収集方法の比較

この文書は従属の凍結に関する詳細も述べています。

作業部会は、この文書に含まれる情報を検討し、効力の消滅及び変更に関して考えられる手段について、国際事務局がその指示を出すよう求めます。

マドリッド作業部会ラウンドテーブル

マドリッド作業部会ラウンドテーブルは、標章の国際登録に関するマドリッド制度の法的展開についての作業部会第 11 回セッション（2013 年 10 月 30 日～11 月 1 日）の前日に開催されます。各締約国官庁、政府間組織・非政府組織及び WIPO 国際事務局がそれぞれの経験を共有し、マドリッド制度に関する法律上・管理上についての問題や情報技術の特徴を非公式に議論する機会が提供されます。

○オンラインサービス

事後指定提出のための新しいマドリッドオンラインサービスの開始

マドリッド制度ユーザーの要望に引き続き応えるため、国際事務局は、国際商標登録の事後指定の提出に関する新しいマドリッドオンラインサービスを秋の中頃から開始します。

本サービスは <http://www.wipo.int/madrid/en/services/> でご利用頂けます。

マドリッド制度ユーザーであれば、国際商標登録番号を入力するだけで、オンラインサービスにアクセスできるようになります。オンラインでの支払いを含め、マドリッド制度締約国の事後指定の提出を、全部であれ一部であれ、簡単に手続を行うことが可能となります。

この新しいサービスは、最初のオンラインフォームとして、**Madrid Portfolio Manager (MPM)** に組み込まれる予定です。

○マドリッド制度のポイント

共通規則第 30 規則に基づく更新手数料の算出方法（特に、指定締約国について一部の分類に対する拒絶が国際登録簿に記録されている場合）

第 30 規則によれば、更新にかかる手数料は以下のように算出されます。

一般原則として、指定締約国のすべてについて、国際登録の全分類が考慮されます。取消の対象となっている分類は、指定締約国のすべてについて考慮されません。また、無効又は限定が記録されている分類についても、関係する締約国について考慮されません。

名義人は、全部又は一部の拒絶の対象となっている指定締約国について、国際登録の更新を希望することができます（すなわち、指定された全部又は一部の分類について）。ただし、更新は常に関係する指定において請求した分類すべてに対して行われることになっているので、留意が必要です。

したがって、指定締約国について全部又は一部の拒絶が記録されていても、国際登録の名義人がその更新を希望する場合、保護を求める全分類について更新が行われることとなります。名義人が指定締約国で拒絶された分類について、国際登録の更新を希望しない場合には、国際登録存続期間が満了する前に、当該締約国について、商品及び役務の一覧表の減縮の記録を請求することができます（様式 MM6 「商品及び役務の一覧表の減縮の記録の請求書」）。その上で初めて、更新手数料の算出の際に、国際事務局は締約国が指定された一部の分類を考慮しないこととなります。

名義人は、拒絶が記録されていない場合でも、一部の指定締約国について、国際登録を更新しないと決めることも可能です。

最後に、放棄又は全無効（すなわち、指定した分類のすべてについて）の対象となっている指定締約国については更新ができないので、注意が必要です。

一般原則として、マドリッド協定議定書第 7 条(2)は、更新における国際登録のいかなる変更も認めておらず、共通規則第 30 規則(1)(a)は、国際登録の更新が商品及び役務についてなされるものと定めています。前述の一般原則の例外は第 30 規則(2)に導入されており、名義人は 1 つ又は複数の指定締約国について国際登録を更新しないという選択ができるようになっています。

また、拒絶を宣告された締約国について更新が行える理由は、更新時に、当該拒絶に関する司法上又は管理上の手続きが係属中となっている場合があるためです。当該拒絶が申し立ての対象となり、更新が行われる日までに最終決定が下されていない場合の名義人の権利を保護する必要があるからです。

ケース 1

私はモロッコの者ですが、先日、国際登録の存続期間が満了する正確な日付に関する非公式の通報を受け取り、更新期限が 2014 年 4 月 2 日である旨の注意喚起を受けました。

マドリッド制度を通じて標章を登録した際に、中国では 5 類、7 類及び 36 類に対する保護を請求し、その後、2008 年には同様の分類についてオマーンを事後指定しました。

しかしながら、中国については 5 類と 7 類のみに対して保護が付され、オマーンについては 5 類に対する保護が拒絶されました。

質問 1. 中国とオマーンで拒絶された区分についての更新はどのようになりますか。

回答 1. 一部の区分に対する拒絶が国際登録簿に記録されているとしても、更新は関係する指定で請求したすべての区分について行われることになっています。そのため、指定締約国のすべてで登録を更新する場合、更新に関して支払うべき手数料（基本手数料及び付加手数料及び／又は個別手数料、場合によります）は、すべての指定締約国の当初指定した区分すべてを含むものとなります。

より正確には、貴方の国際登録の更新については、ある指定締約国で拒絶されている区分、具体的には中国の 36 類、オマーンの 7 類及び 36 類について、個別手数料の支払いが必要となります。

質問 2. 当方の国際登録について、拒絶が登録されていない区分のみを更新することはできますか。

回答 2. 指定締約国で一部の分類の拒絶が記録されており、これらの区分について国際登録の更新を希望しない場合、国際登録存続期間が満了する前に、当該締約国について、商品及び役務の一覧表の減縮（リミテーション）（様式 MM6「商品及び役務の一覧表の減縮の記録の請求書」）を請求しなければなりません。その上で初めて、更新手数料の算出の際に、国際事務局は縮減された区分を考慮しないこととなります。

質問 3. 減縮（リミテーション）の効果は何ですか。

減縮（リミテーション）の記録は、国際登録簿に記録された国際登録から関係する区分を取り除くことを伴うものではありません。減縮の対象となる締約国で関係する区分について、もはやその国際登録の保護がなされないという効果のみがあります。減縮の対象となっている区分は、その後の事後指定の対象とすることができます。

ケース 2

私はグルジアの者ですが、2013 年 7 月 15 日に国際登録を更新しました。その後、更新のために支払った手数料が不足しており、猶予期間の満了前までに不足額を支払わなければならない、さもなければ国際登録は更新されないという旨の通報を受け取りました。

添付された支払明細を見ると、デンマークの指定で 11 の区分について国際事務局から請求されています。しかしながら、デンマークでは 2009 年 3 月 15 日に一部拒絶を受け取っており、現在 5 つの区分に対する保護しかありません。

質問 1. 国際事務局が保護を得ていない区分について請求するのはなぜですか。

回答 1. 一部の区分に対する拒絶が国際登録簿に記録されているとしても、更新は関係する指定で請求したすべての区分について行われることになっています。マドリッド制度には、条約の規定上、更新にかかる手数料を算出する際に、国際事務局が拒絶の対象となっている分類を考慮しないとするのを認める条文というのは存在していません。

質問 2. 当方の国際登録について、現時点で、拒絶された区分の保護を更新しないことはできますか。

回答 2. マドリッド協定議定書第 7 条(2)によれば、更新は国際登録の最新の態様にいかなる変更ももたらすものではないとなっています。したがって、残念ながら、今の段階では、貴方が国際登録の更新を希望する場合、お受け取りになった通報に記された不足額を支払わなければなりません。

かかる手数料の支払いを回避するためには、国際登録存続期間が満了する前に、減縮の請求をしなければなりません（様式 MM6 「商品及び役務の一覧表の減縮の記録の請求書」）。その上で初めて、更新手数料の算出の際に、国際事務局はデンマークを指定した一部の分類を考慮しないこととなります。

質問 3. 手数料の不足額を支払わない場合、どのようになりますか。

回答 3. グレースピリオドが終了するまでに不足額が支払われない場合、国際登録は更新されないこととなります。したがって、その国際登録は、保護期間の満了日をもって、すべての指定締約国で権利が消滅します。

○有益な情報

顧客記録課 (Client Records Unit) の新しい特別サービス

2013 年 8 月 1 日より、ユーザーは、以下の新しい特別サービスを請求することができます。

(a) 2006 年 1 月 1 日以降に記録された国際登録証明書及び更新証明書の謄本の発行。証明書の謄本は、謄本あたり 50 スイスフランの納付がなされた上で、発行されます。

(b) 国際登録簿の抄本の早期発効。ユーザーは、国際登録簿の簡易版又は詳細な抄本の請求とともに、抄本の早期発効を請求できます。この場合、国際事務局は、請求の受領後 5 営業日以内に当該抄本を作成します。抄本あたり 100 スイスフランの追加料金の納付が必要です。

(c) 国際登録簿の抄本の認証。ユーザーは、国際登録簿の簡易版又は詳細な抄本の請求とともに、マドリッド制度の非締約国における保護を目的にした抄本の認証も請求できます。ユーザーは、抄本の請求費用の他に、認証を行う管轄機関によって課される手数料に加えて、新しい特別サービスの手数料（抄本あたり 75 スイスフラン）を納付しなければなりません。

マドリッド制度のユーザーは、マドリッド運用サービス・顧客記録課（Client Records Unit of the Madrid Operations Service/madrid.records@wipo.int）に具体的な情報を送付することで、新しい特別サービスに関する請求を行うことができます。

詳細に関しては、顧客記録課（Client Records Unit/+ 41 22 338 84 84）にお問い合わせください。

更なる詳細に関しては、お知らせ（Information Notice）No. 25/2013 でご覧頂けます。

MARQUES（欧州商標権者協会）第 27 回年次総会（2013 年 9 月 17 日～20 日、モナコ）への WIPO の参加

WIPO 代表団は、今年も再び MARQUES 年次総会に出席しました。

標章の国際登録に関するマドリッド制度についてのセッションでは、現在の状況及び最新情報並びにマドリッド協定議定書への新しい参加やこれから見込まれる参加について報告しました。また、マドリッド制度の利用及び最近の展開や将来的な課題に関する情報も提示しました。国際事務局が提供する新しいサービスやツールの説明が行われ、次回のマドリッド制度の法的展開についての作業部会での課題が示されました。

MARQUES 代表団には、フェアモント・モンテカルロホテルの展示エリアに設置した WIPO インフォメーションデスクに立ち寄って頂きました。ここでは、WIPO の商標・意匠権者に関するサービスや活動についての情報及び文書が入手できるようにしてあり、訪問して頂いた方に WIPO が提供する新しいオンラインツールやサービスの説明をさせて頂きました。

さらに、マドリッド制度及びヘグ制度の特徴について WIPO 専門家と話し合う 15 分間の個別会合の登録ができるようにしました。

マドリッド制度に基づく各 IP 庁による国内・地域手続きに関する情報

マドリッド制度締約国の各知財庁は、マドリッド制度に基づく出願及び登録に関連する国内手続きや法律データについての具体的な情報を WIPO のサイト

（http://www.wipo.int/madrid/en/members/ipoffices_info.html）で提供しています。国際事務局はこの情報を定期的に更新しています。最近では、当該リンクから、英語だけでなく、フランス語でも情報が提供されるようになりました。将来的には、マドリッド制度の第 3 公用語であるスペイン語での利用も可能となる予定です。

標章の国際登録に関するマドリッド制度についてのセミナー

WIPO 国際事務局は、第 49 回標章の国際登録に関するマドリッド制度についてのセミナーを 2013 年 11 月 28 日と 29 日にジュネーブの WIPO 本部で開催します。このセミナーは 1996 年から続くもので、ユーザーの希望に応え、マドリッド制度の可能性に関するガイダンスや日常の法律上・管理上の論点を取り扱い、最近の進展及び動向に関する必要不可欠な最新情報の提供を目的としています。

本件に関する最新情報を御希望の方は、**Madrid E-Newsletter**
(<http://www.wipo.int/madrid/en/subscribe.html>) をご購読ください。マドリッド制度に関する事項や今後行われる会議やセミナーについてのお知らせが自動的にメールで届きます。